

鎌倉市監査委員公表第5号

地方自治法第199条第5項及び同条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果報告を公表します。

令和元年(2019年)11月5日

鎌倉市監査委員 八 木 隆太郎
同 西 岡 幸 子

監査結果報告書

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査及び同監査の実施に伴う随時監査
- 2 監査の対象 一般社団法人かながわ土地建物保全協会及び都市整備部（住宅課）
- 3 監査の範囲
 - (1) 平成 30 年度の鎌倉市営住宅及び共同施設の公の施設の管理に係る事務（一般社団法人かながわ土地建物保全協会）
 - (2) 平成 30 年度の鎌倉市営住宅及び共同施設の公の施設の管理に係る事務（都市整備部住宅課）
- 4 監査の期間 令和元年(2019年)7月31日から令和元年(2019年)10月31日まで
- 5 監査を実施した監査委員
鎌倉市監査委員 八 木 隆太郎
同 西 岡 幸 子
- 6 監査の結果
 - (1) 一般社団法人かながわ土地建物保全協会については、鎌倉市営住宅及び共同施設の公の施設の管理に係る事務について監査を実施した。調査は必要に応じ抽出により行った。
監査の結果は、おおむね良好に執行されているものと認められた。
 - (2) 都市整備部については、鎌倉市営住宅及び共同施設の公の施設の管理に係る事務について監査を実施した。調査は必要に応じ抽出により行った。
監査の結果は、おおむね良好に執行されているものと認められた。